

平成 28 年度 第 3 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会（第 10 期）議事録（要約）

日 時：平成 28 年 9 月 26 日（水）10：00～11：55

会 場：市役所 4 階 庁議室

出席者：【審議会委員】大野会長、小原副会長、新妻委員、山下委員、永淵委員

【傍聴者】0 名

【事務局】管理課長、担当職員 3 名

配付資料：次第

資料-① 自転車対策事業における経費調書

資料-② 平成 18 年度～平成 27 年度における施設別経費等調書

資料-③ 他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧

資料-④ 市民意識調査速報結果

資料-⑤ 市民意識調査票

参考資料 ・平成 28 年度 第 2 回東久留米市自転車等放置防止対策審議会
（第 10 期）議事録

第 1 開会

第 2 資料説明

第 3 質疑

第 4 諸報告

第 5 閉会

第 1 開会

会長 皆さん、お忙しいところ出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻で
ございますので、ただいまより平成 28 年度第 3 回東久留米市自転車等放置防止対策審
議会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

前回の審議会では、実際の東久留米駅周辺の市営と民間の駐車場を見学させていただ
き、いよいよこれから本格的な審議になりますのでよろしくお願いいたします。

これから、市長から諮問のありました駐車場の料金等について審議していきたいと
思いますが、内容としては現状分析、対策、答申ということになると思います。

参加者一同 よろしく申し上げます。

会長 まず、欠席者の確認ですが、本日は〇〇委員と〇〇委員から欠席の連絡がありま
したが、過半数の方にご出席いただき、定足数に達しておりますので、会議は成立い
たします。

また、本審議会では前回と同様に議事録作成の委託をしております、株式会社総合
環境計画さんが出席しておりますので、ご了承置きください。

それでは審議を始めさせていただきますが、この審議会は原則として公開です。傍
聴希望者がおりましたら、傍聴を許可するかどうか委員の皆さまと相談することにな
っております。本日は傍聴者はおりますか。

事務局 おりません。

会長 わかりました。それでは審議会を進めます。事務局より配布資料の確認と説明をお願いします。

第2 資料説明

事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。

本日机前にお配りしております資料は、次第の他、資料-①といたしまして自転車対策事業における経費調書をお配りしております。資料-②といたしまして、平成18年度～平成27年度における施設別経費等調書でございます。資料-③といたしまして、他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金一覧でございます。資料-④といたしまして、市民意識調査結果速報でございます。資料-⑤は資料-④の参考資料といたしまして、実際に市民の方に配布いたしました市民意識調査アンケート票でございます。以上5種類でございます。その他、先日開催通知とともに配布させていただきました、第2回審議会議事録をお配りしております。資料の不足等はございますでしょうか。

会長 資料の不足はないようですね。それでは資料の説明をしていただく前に、前回の第2回審議会の議事録が皆さんのお手元に届いているかと思いますが、この内容につきまして、なにかご指摘などありますでしょうか。特になければ、この内容で第2回の審議会の議事録は確定することになります。

(異議なしの声)

会長 ないようですので、第2回審議会議事録については以上といたします。

それでは事務局より、資料の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の説明をさせていただきます。

それでははじめに資料-①をご覧ください。こちらは、「東久留米市自転車等の放置防止に関する条例」が昭和63年3月31日に施行されてから昨年度までの自転車対策事業に要した経費をまとめたものでございます。維持管理費と投資的経費が歳出、使用料及び撤去費が歳入、差引は歳入から歳出を減じたものとしてございます。

最初に維持管理費をご覧ください。維持管理費とは、自転車等駐車場用地の賃借料や自転車等駐車場の運営等の委託料等を指し、賃借料と委託料が大半を占めてございます。

市営自転車等駐車場を整備し始めた当初は約3,000万円程度ですが、平成3年度からは約8,000万円～1億円程度で推移してございます。平成20年度以降、自転車等駐車場の閉鎖もあり減少傾向にありましたが、平成25年度以降、再び増加してございます。これは、後程資料②においてもご説明いたしますが、平成25年度は西第10一時利用自転車駐車場の運営を開始した年であり、その用地は民間企業より転貸借してございます。その転貸借料金が高額であるため、再び維持管理費が増加している状況となっております。

次に投資的経費をご覧ください。投資的経費とは、自転車等駐車場の設置及び整備工事費等をまとめたものでございます。

市営自転車等駐車場を整備し始めた当初が約8,400万円程度と最も高額となっ

ており、自転車等駐車場の新設、増設又は整備を行っていない年度は0円となっております。東久留米市の自転車等駐車場は全て借地で運営していることから、土地の返還による施設の閉鎖に伴って、新たな自転車等駐車場の整備が必要となってくるため、その都度経費が掛かる状況となっております。

次に使用料及び撤去費とは、定期及び一時利用の自転車等駐車場の使用料金と自転車等の撤去料を示してございます。

市営自転車等駐車場を整備し始めた当初から最後に使用料の料金改定を行った平成16年度までは増加傾向にあり、その後は約7,000万円台で横ばいとなってございましたが、平成27年度は約6,000万円台と大幅に減少してございます。これは、後程資料②においてご説明いたしますが、平成26年度末及び平成27年度の4月に、合計3か所の自転車等駐車場が閉鎖となったものです。また、平成27年度末をもって西第10自転車等駐車場も閉鎖となったため、今年度の歳入はさらに減少することも考えられます。

最後に差引をご覧ください。金額の前に黒い三角マークがついているものは、収支が赤字であることを示してございます。資料をご覧くださいともわかるように、ほとんどの年が赤字となっており、市からの繰入金で賄っている状況でございます。市営自転車等駐車場を整備し始めた当初と比べれば、赤字は年々減少傾向ではございますが、先ほどご説明いたしました西第10一時利用自転車駐車場の運営を開始した平成25年度より再び増加してしまっている状況でございます。昭和63年度から平成27年度までの総累計をみますと、約9億8,000万円の赤字となっております。

それでは、次に資料②をご覧ください。こちらは、平成18年度～平成27年度までの過去10年間における歳入・歳出を施設別に示したものと自転車及びバイクの一台当たり要する経費を示したものになります。水色の枠で囲んだものが市営自転車等駐車場、オレンジ色の枠で囲んだものが自転車等集積所、ピンク色で囲んだものがそれらの合計となります。緑色の枠で囲んだものが自転車及びバイクの一台当たり要する経費となります。

最初に水色の表、市営自転車等駐車場をご覧ください。

こちらの枠の中で、水色に着色されたセルと灰色に着色されたセルがございまして、水色に着色されたセルは、現在も開設している自転車等駐車場及び合計を示しており、着色していないセルは閉鎖した自転車等駐車場となっております。現在も開設している自転車等駐車場は、「東第2、西第4、西第9、西第9一時、西第10一時」の5箇所と本資料には載っておりませんが、今年度開設いたしました市営西第10原付駐車場を合わせた6箇所のみとなっております。灰色のセルは、未開設、又は閉鎖の年度を示してございます。これは、次に説明いたしますオレンジ色の自転車集積所の表も同様です。

なお、市営自転車等駐車場以外の表の着色されたセルにつきましては、表が見やすいように着色したものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、各施設の金額の算出についてご説明させていただきます。

算出につきましては、初めに各年度ごとの総歳入・総歳出を求め、それぞれ委託料等の項目ごとの金額を求めます。次に各駐車場の契約者を、一時利用は最大収容台数を各年度ごとに算出し、算出結果を基に各駐車場ごとの比率を算出します。次に、項

目ごとの歳入または歳出金額に比率を乗じて各駐車場ごとの費用を算出します。ただし、土地の賃借料や駐車場の設置工事等の費用が特定されるものに関しては、それぞれ該当する駐車場に計上しています。これは後程ご説明いたします、自転車等集積所も同じ方法で算出しております。

それでは、各施設の差引をご覧ください。定期利用の自転車等駐車場は黒字の年度が多く、一時利用の自転車等駐車場は東第9一時を除いて赤字の年度が多くなっております。これは、西第7一時及び西第9一時を機械式ではなく、シルバー人材センターに運営を委託しているため、人件費がかかること、西第10一時利用は、先ほどもご説明いたしましたが、用地を民間企業より転貸借していることから歳出が高額となっているためでございます。

定期利用の黒字につきましても、平成20年度以降に減少傾向となり、平成24年度以降は赤字に転じている箇所が増えてきてます。平成27年度では一時を含め全ての駐車場が赤字となっております。これは、金額の算出を比率で算出しているため、平成20年度以降に閉鎖する自転車等駐車場が増えたことにより負担割合が増加したことが考えられます。定期利用が赤字に転じ始めているため、駐車場全体の差引は約6,800万円の赤字となっております。また、平成27年度末に西第10も閉鎖したため、今後も歳出が歳入を上回ることも考えられます。自転車等駐車場についての説明は以上となります。

次に、オレンジの表をご覧ください。こちらは撤去した放置自転車等を保管している、自転車等集積所における経費でございます。差引をご覧くださいと、毎年度赤字となっていることがわかると思います。これは、現在、集積所の管理をシルバー人材センターに委託しているため、その人件費がかかってしまっています。また、歳入は保管している放置自転車等の返還時に徴収する料金のみでございます、その金額は、条例施行当初から変わらず自転車は1台につき1,000円、原付は1台2,000円となっております。毎年の返還台数が数百台程度なので、歳出の方が高くなっている状況でございます。差引の累計は約4,100万円の赤字となっております。こちらこのままですと今後も歳出が歳入を上回ることも考えられます。自転車等集積所の説明については以上となります。

次に、緑色の表をご覧ください。こちらは、自転車等一台につき、年間にどの程度の経費を要しているかを算出したものです。算出方法につきましては、定期利用の自転車等駐車場、一時利用の自転車等駐車場、自転車等集積所ごとに、歳入・歳出の差引金額を算出し、それを契約台数又は収容台数で割って算出しております。そのため、差引が赤字の（黒三角が表示されている）年度においては、年間で自転車等一台につき、表示されている金額分が不足しているということになります。

それでは、定期利用の経費をご覧ください。平成21年度までは黒字でしたが、平成22年度以降より赤字に転じる年度が生じてきており、平成26年度以降、一台当たり約3,500円以上不足する結果となり、過去最も高額となっております。これも定期利用の駐車場の閉鎖及び閉鎖に伴う整備費用が主な要因と考えられます。次に、一時利用駐車場と集積所をご覧ください。こちらは、どちらも過去10年間すべて不足の結果となっております。それは、どちらも管理・運営等の人件費がかかっていることが主な要因と考えられます。また、一時利用につきましても、平成21年度から平成24年度までは、一時利用で差引が黒字である東9一時の運営が開始されたことに

に伴い、不足額が減少しましたが、平成25年度より西10一時の転貸借を開始したこと、平成27年4月に東9一時を閉鎖したことにより、再び不足額が増加しております。仮に、今後も今年度と同じ施設・条件のもとで運営を続けることになれば、不足額も上昇し続けることも考えております。資料②についての説明は以上となります。

それでは資料③から説明させていただきます。資料③をご覧ください。こちらは、他市における自転車等駐車場の利用料金及び撤去自転車等の返還料金について、他の自治体を対象にアンケート調査を行い、その結果を一覧表にしたものです。1ページ目及び2ページ目が「定期利用の自転車等駐車場」における利用料金等を、3ページ目が「一時利用の自転車等駐車場」における利用料金等を、最後の4ページ目が「撤去自転車等」における返還料金等をそれぞれまとめたものになります。

なお、武蔵村山市、あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村につきましては、自転車等駐車場を整備していない、無料の施設のみ又は撤去自転車等の返還料に関する規定を整備していないため、すべての項目において記載なしとなっております。

最初に、1ページ目の定期利用自転車等駐車場の一覧表をご覧ください。表の向かって左側から「定期利用料金の一覧」、「平成18年度以降の料金改定実施状況の一覧」、「利用料金の免除または減額規定」となっております。

定期利用料金をご覧ください。こちらは、各自治体における定期利用の自転車等駐車場のうち、平地で最も月額の利用料金が高額なものをまとめたものになります。これは、現在の東久留米市の自転車等駐車場は平地で運営していることから、当市と同じ条件下における施設の利用料等を比較するためにこの様にまとめております。自転車の屋根無をご覧ください。当市では、一律1,700円となっております。最も低額なのは清瀬市の1,200円で、最も高額なのは日野市の3,000円になります。自転車の屋根有をご覧ください。当市では、一律2,000円となっております。最も低額なのは、武蔵野市等の1,500円で、最も高額なのは日野市の2,360円になります。屋根無・屋根有ともに約2,000円前後を設定している自治体が多く見られます。また、日野市のように屋根有の方が屋根無より安くなっている自治体がありますが、これは、屋根有・屋根無でそれぞれ別の自転車等駐車場の金額を記載しているためです。次に原付の屋根無をご覧ください。当市では、一律2,100円となっております。最も低額なのは国立市の1,800円で、最も高額なのは日野市の3,080円になります。原付の屋根有をご覧ください。当市では、原付の屋根有施設が存在しないため、表には記載しておりませんが、一律2,500円となっております。最も低額なのは国立市の1,800円で、最も高額なのは立川市の4,400円となります。屋根無・屋根有ともに約3,000円前後を設定している自治体が多く見られます。

次に、真ん中の列、「平成18年度以降の料金改定の実施状況」をご覧ください。平成18年から現在までの間に自転車又は原付の料金改定を実施した自治体は、立川市、三鷹市、調布市、国立市、多摩市、稲城市の計6市となります。料金の値上げを実施している場合がほとんどですが、調布市のように値下げをしている場合もあります。これは、駅からの距離に応じて利用料金の見直しを行い、駅から離れている施設について値下げを行い、駅から近い施設は値上げを実施したとのこと。

なお、値上げした施設は平地の施設ではないため、本資料には載っておりません。

次に右の列、免除・減額規定をご覧ください。こちらは利用料金の免除又は減額対

象となるものをまとめたものになります。左から「学生」、「身体障害者手帳保持者、障害者年金受給者等」、「各種手当等受給者」、「生活保護受給者」の4項目に分けてまとめております。当市では「学生」を4割減額、「身体障害者手帳及び愛の手帳保持者」及び「生活保護受給者」を免除としております。それでは「学生」をご覧ください。減額料金は1割～6割または100円単位と自治体によって様々ですが、町田市と小平市は減額規定を設けておりません。次に「身体障害者手帳保持者、障害者年金受給者等」をご覧ください。減額料金は、5割または免除が最も多くなっており、「学生」の減額について規定している自治体と同じ自治体が定めております。次に「各種手当等受給者」をご覧ください。こちらは、減額料金は、5割または免除が最も多くなっておりますが、先ほどの2つと違い、減額または免除の規定を定めている自治体は少なくなっています。最後に「生活保護受給者」をご覧ください。こちらは、規定を定めている自治体の約半数が免除と定めており次いで4～5割の減額が多くなっております。

次に1枚めくっていただきまして、2ページ目になります。こちらは、定期利用自転車等駐車場を利用する者のうち、市外在住者に対して利用料金の増額を行っているものをまとめたものになります。当市では、市外在住者に対する増額の規定は定めておりませんが、東第2自転車等駐車場では埼玉県新座市にお住まいの方々も多く利用されております。それでは、表をご覧ください。市外在住者に対する増額の規定を定めている自治体は、立川市、三鷹市、調布市、国立市、多摩市、瑞穂町の6自治体となっております。増額料につきましては、200円から800円と各自治体によってばらつきがあります。定期利用に関する説明は以上となります。

次に1枚めくっていただきまして、3ページ目になります。こちらは「一時利用の自転車等駐車場」における利用料金等をまとめたものになります。先ほどの「定期利用」と同じく、表の向かって左側から「定期利用料金の一覧」、「平成18年度以降の料金改定実施状況の一覧」、「利用料金の免除または減額規定」となっております。それでは、「定期利用料金の一覧」の自転車の項目をご覧ください。当市では、100円となっております。他の自治体は、屋根の有無に関わらず1日あたり100円の自治体がほとんどです。次に原付をご覧ください。当市では、200円となっております。他の自治体は、屋根の有無に関わらず1日あたり150円の自治体が多い状況です。

次に真ん中の列、「平成18年度以降の料金改定の実施状況」をご覧ください。平成18年から現在までの間に自転車又は原付の料金改定を実施した自治体は、八王子市、立川市、三鷹市の計3市のみであり、定期利用改定自治体数の半分となります。そのため、ほとんどの自治体が自転車は100円前後、原付は150円から200円前後の料金に設定してからは改定を実施していないと考えられます。

次に右の列、「免除・減額規定」をご覧ください。こちらにも「定期利用」と同じく、左から「学生」、「身体障害者手帳保持者、障害者年金受給者等」、「各種手当等受給者」、「生活保護受給者」の4項目に分けてまとめております。当市では「学生」を5割、「身体障害者手帳及び愛の手帳保持者」を免除としております。こちらは、定期利用と違い、規定を定めている自治体は非常に少なくなっております。当市以外では、「学生」及び「生活保護受給者」は昭島市、多摩市の2市が、「身体障害者手帳保持者、障害者年金受給者等」は府中市、小平市、福生市、清瀬市、多摩市の5市が、「各種手当等受給者」は昭島市の1市のみが規定を定めております。一時利用の説明につきまして

ては以上となります。

次に、1枚めくっていただきまして、4ページ目になります。こちらは、撤去した放置自転車の返還料金についてまとめたものになります。表の向かって左側から「返還料」、「平成18年度以降の料金改定実施状況」、「返還時の増額」、「免除・減額規定」となっております。それでは、左端の自転車の「返還料」をご覧ください。当市では、1台あたり1,000円となっております。他の自治体では、2,000円が最も多く、最大では3,000円となっている自治体も存在します。原付の「返還料」をご覧ください。当市では、1台あたり2,000円となっております。他の自治体では、3,000円から4,000円が最も多く、最大では5,000円となっております。また、府中市及び国立市では原付の撤去・返還に関する規定を定めていないため、金額を表記しておりません。

次に左から二番目、「平成18年度以降の料金改定の実施状況」をご覧ください。自転車・原付ともに平成20年度に入ってから調布市、小平市、日野市、東村山市、多摩市、稲城市の6市が改定を行っています。6市のうち日野市以外の市は、改定前は東久留米市と同額であったことがわかります。

次に右から二番目、「返還時の増額」をご覧ください。当市ではこちらに関する規定は定めておりません。また、昭島市の1市のみが定めております。内容は、撤去後、長期間にわたって引き取りにこない場合、返還料金のほかに自転車の保管料金を別途徴収するというものです。

次に右端、「免除・減額規定」をご覧ください。当市では、撤去日の前日までに警察に盗難届が提出されている場合には全額免除と定めております。これは他の自治体もすべて共通であり、撤去・返還に関する規定を定めている自治体の中で「免除・減額規定」について定めていない自治体はございません。

資料-③についての説明は以上となります。

それでは、次に資料-④をご覧ください。こちらは、今年の8月に実施いたしました「市民意識調査」の速報になります。現在、東久留米市では、当市の自転車等駐車場は全て借地で運営していることから、自転車等駐車場の安定的な確保が求められていることから、駅周辺における自転車等駐車のニーズに対応した駐車空間を提供することを目的として、「東久留米市自転車等駐車場整備計画」の策定に向け、本年度より検討を開始しております。本意識調査は、その取り組みの一環として市内における自転車等利用の実態や自転車等の駐車に関する市民の意向等を把握するため、無作為に抽出した市民3,000人の方を対象に実施したものになります。

本資料は、実施した意識調査の設問のうち、自転車等駐車場の利用料金に関する設問の内容及び結果を示したものになります。最初に問13の結果をご覧ください。問13では、現在の市営自転車等駐車場の定期利用料金の見直しについて伺いました。結果といたしましては、「1か月あたり1割増」が423票と最も多い結果となっております。次いで、2割増、5割増、3割増、4割増の順となっております。また、その他が222票となっており、主に現状維持と回答している方が多くなっていました。

次に、問19の結果をご覧ください。問19では、市営自転車等駐車場に係る運営経費等の費用負担について伺ったものになります。結果といたしましては、「市と自転車利用者の両方で負担した方がよい」が457票と最も多い結果となっております。

全体の40%以上を占めています。次いで、「自転車利用者の負担内」、「市の財源を投入した方がよい」の順となっております。結果を見ますと、受益者負担の考え方が多い傾向にあると考えられます。資料-④については以上となります。

本日の資料の概要説明とさせていただきます。宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。では次第の第3質疑に入りたいと思いますが、今説明のあった資料-①から資料-④まで、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

〇〇委員 資料-③において、「〇割減」と記載しているものと「〇円減」と記載しているものが混在しています。今後の議論に向けて表記を統一した方がわかりやすく、審議の参考にもなると思います。

会長 次回までに絶対値と割合とを併記した資料を作成できますか。

事務局 次回までに作成します。

会長 他に質問のある方いらっしゃいますか。いないようですので、これから議論に入ります。議論の途中でも疑問に感じたことがあれば、遠慮なく言ってください。

第3 質疑

会長 議論としては、現状分析、今後の対策の流れになると思います。まずは現状の収支状況をどう考えるか、皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員 個人的な考えとしては運営に関する費用は、受益者負担がいいと思います。9億円位の赤字を市民の税金でまかなっていると考えると、実際に利用されてる方の負担で運営した方が良くと思います。

一方で、アンケート調査結果では、市と両方だという意見もありますので、アンケート調査結果も踏まえながら検討していきたいと思います。

〇〇委員 私も利用者がもう少し負担しても良いと思います。赤字になっている額をすべて負担することは難しいと思いますが、利用者の方の負担を少しでも増やしてもらってはどうか。

〇〇委員 受益者負担の考え方だと思います。一方で弱者救済の視点も必要だと思います。これらはアンケート調査結果をみてもそういう結果になっている気がします。ベースは受益者負担で良いと思いますが、その先は行政がどこまで関わるのかという議論になってくると思います。

〇〇委員 基本的には受益者負担でいいと思いますが、他市の収支はどのようになっていますか。どこの市も東久留米市のように税金を持ちだししているのでしょうか。

会長 そういった他市の自転車等駐車場関係の収支状況について東久留米市と比較できる資料を作成できますか。

事務局 決算書から自転車施策に関わる歳入、歳出を調べることはできますが、他市の委託料や賃貸料、事務費など細かくはわからないため、おおまかな比較になってしまうかもしれません。

会長 次回までに、調べられる範囲で構いませんので、他市の自転車に関わる収支状況の資料を出していただけますか。

事務局 自治体の範囲はどのくらいにしますか。

〇〇委員 すべての市でなくても、例えば半分くらいは弱者の救済に市が負担しているとか、

黒字になっているなど、そういった状況がわかると良いと思います。

事務局 わかりました。資料-③のアンケートにご協力いただいた担当課へ照会するか、決算書を調べるか、どちらかの方法で資料を作成します。

会長 難しいかもしれないので、わかる範囲で構いません。よろしくお願いします。

皆さんのご意見を一度まとめると、受益者負担で収支を改善するべきだという意見が多かったように思います。収支を改善するには収入を上げるか、経費を見直すか、両方検討する必要があると思います。これから皆さんで議論していきたいと思います。いただいた資料で今後の検討課題と言えるのは、定期利用の料金をどうするか、一時利用の料金をどうするか、撤去費用をどうするか、減免規定をどうするか、市外在住の方の料金についてはどうするかということになると思います。まず、現状の料金体系についてご意見ありますでしょうか。

〇〇委員 駐輪場の利用料金について、駅からの距離で料金の差額をつけるという議論についてはどうでしょうか？

事務局 駅から遠いかどうかの判断が難しいところがあります。現状では駐車場は駅を中心として半径約300mの範囲の中に位置しています。東第2自転車等駐車場は他の駐車場に比べると遠い方かもしれません。

会長 距離別に料金を改定するかどうかは次回の検討材料としたいと思います。まずは受益者負担の考え方で、料金改定をするかどうかを検討します。そこで、収支を改善するために、料金を値上げすることについて皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員 平成16年から料金改定を行っていないので、利用料金の見直しは必要だと思います。また、東第2自転車等駐車場は屋根の有無での料金差があると良いと思います。

会長 今は料金に差がないのですか。

事務局 はい。あれは屋根とみなしていません。東第2全体が均一料金になっています。

〇〇委員 2階の料金を下げるかどうかという話になると思います。利用者としては1階と2階とで利便性に差を感じていると思います。

会長 わかりました。今のご意見はある程度の値上げはやむなしであるけど、東第2については例外で値段を見直した方がいいというお考えですね。

〇〇委員 はい、2階部分の料金を検討した方がいいと思います。

会長 〇〇委員は、料金の値上げの考え方についてはどの様にお考えですか。

〇〇委員 利用料金の値上げは1割、2割程度かと思いますが、放置自転車の撤去料ももう少し値上げしていいと思います。撤去料が高い方が放置の抑止にもなると思います。

会長 撤去された自転車は、何日以内に引き取りに行けばいいのですか。また、引き取りに行ける日時は決まっているのですか。

事務局 撤去した自転車は下里にあります、自転車等集積所に搬送し、60日間保管し、保管期間中に所有者を探します。その後、引き取りのなかったものは市の財産に帰属する前にリサイクル等を行います。リサイクル等というのは市で実施している事業で、放置自転車等で引き取り手のなかったものに関して年に3回、市の自転車商協同組合にご協力いただいて販売します。その収益は自転車商協同組合さんとの協定で、福祉などのために利用すると目的が決められています。

また集積所の利用については、月～金が8時半から19時、土日祝は8時半からお昼の12時まで対応をしています。

会長 先程、定期利用料金の値上げについては、ある程度の値上げはやむを得ないという

ご意見でしたが、撤去費用・撤去時間の見直しについてご意見ありますか。

〇〇委員 撤去の実施は毎日できないのですか。

事務局 現状だと月に13回実施しています。

〇〇委員 月に13回行われている撤去は、予告なしに実施するのですか。

事務局 基本的に非公開で行っています。撤去は委託業務ですので、実施日はあらかじめ前月に決定しています。

〇〇委員 市民は一切わからない状態ですか。

事務局 そうなっています。

〇〇委員 ではたまたま、初めて停めてその日が撤去する日で、撤去されてしまうということもありますか。

事務局 はい。撤去した際には撤去告知を行っています。ロータリーの看板に撤去を実施した日時を告知しています。

〇〇委員 撤去料は撤去された自転車を引き取りに行った際に払うお金のことですよね。

会長 そうです。今は1000円で引き取りができ、毎日引き取りにいける状況です。違法駐車された方のために、そこまで利便性を高める必要があるのかという問題があると思います。

〇〇委員 違法に停めているということなので、もうちょっと撤去料の値上げをしていいと思います。

〇〇委員 引き取りの対応が毎日なのは現状のままでいいと思いますが、撤去の実施も毎日した方がいいと思います。決まった時間ではなくランダムに毎日実施して欲しいです。

〇〇委員 盗難された自転車が撤去されて、その連絡が来たことがあります。集積所が遠いので、引き取りに行かずに諦めてしまったことがあります。なので、集積所が遠くて不便だから引き取りに行かないということもあると思います。ただ撤去料に関しては値上げしていいと思います。

〇〇委員 私も撤去料を値上げしていいと思います。

会長 資料-②を見ると集積所の歳出が多いようですが、具体的にはなんの費用なのですか。

事務局 具体的にはシルバー人材センターに委託している、撤去実施のための巡回、トラックでの撤去自転車等輸送、集積所での引き取り対応のための待機などの人件費です。

また、下里集積所の土地は市で所有しているため、土地の費用は発生しておりません。

会長 資料では集積所の収支でマイナスが出ているようです。このマイナスを市の一般財政から出すということは、受益者負担ではないと思います。人件費を下げる方法がありますか。

事務局 現在は撤去実施の人件費が13日間での金額ですので、撤去の実施日を減らすか、委託のシステムを替えるしかないと思います。

会長 撤去実施日数を見直すか、集積所の人件費を見直すかということですか。

事務局 そうです。集積所は2名体制で返還業務を行っています。

会長 一週間を通して、曜日ごとに引き取りに来る人数の推移をみることはできますか。

〇〇委員 曜日別の自転車の返還率がデータとしてあるかということと、あるのであれば引き取りに来る人が少ない曜日はカットしてしまうということだと思います。

会長 そういった資料の作成は可能ですか。

事務局 曜日別、時間別の返還に関する資料がございますので、次回お持ちします。

会長 ではその資料を見て、撤去にかかる費用について検討したいと思います。

参加者一同 (一同同意)

会長 料金の見直しについて、意見ありますか。

〇〇委員 定期料金については、民間の駐輪場とのバランスもありますし、他市の数値も参考にしながら検討する必要があると思います。基本的には値上げになると思います。

会長 皆さんの意見はある程度、定期料金の値上げはやむなしというように思います。ただその中でも駅からの距離や階数を考慮したものにした方がいいとの意見もありました。定期料金を1割、2割と値上げした場合に収支がどうなるか、何割値上げすれば赤字が解消されるのかなど、いくつかのパターンを試算することはできますか。

事務局 はい、作成は可能です。

会長 では次回までに作成いただいて、検討材料としたいと思います。よろしいですか。

参加者一同 (一同同意)

事務局 何パターンを試算しますか。例えば1割上げた場合、15%上げた場合、2割上げた場合など、事務局で検討して作成してよろしいでしょうか。

〇〇委員 赤字が出ないところまで、値上げした最大値が見たいです。そこから段階的に負担を下げていくように作成いただけますか。

会長 それでは、最大の他に2パターンほど負担を少なくしたものを作成して下さい。

事務局 参考までに、10年前になりますが、前回の改定では1000円のところを1700円まで7割値上げしました。

会長 7割増でも赤字なのですか。

事務局 そうです。

会長 試算の中では7割、8割という数字も出てくるかもしれませんが、赤字が解消する利用料金の試算もお願いします。撤去料を値上げした場合の試算もお願いできますか。皆さん撤去料については罰則規定のため、倍に値上げということについてはよろしいでしょうか。

〇〇委員 撤去についても、定期と同じく赤字が解消する撤去料金の最大値と、その他に2パターンほど作成した方がよいと思います。

会長 事務局には撤去料の試算もお願いします。撤去料をいくら値上げすれば赤字が解消するのか、集積所の待機人件費を月水金のみにした場合なども検討の参考にしたいと思います。

事務局 定期利用料金を上げながら、集積所の待機人員を週3に減らすなど、組み合わせの試算ということでしょうか。

会長 曜日はそのままがいいと思います。毎日引き取りに行ける方がいいという意見もありました。集積所の待機のための人件費と撤去実施にかかる人件費はそのまま、返還の際に支払う撤去料を変動させた場合の試算を数パターン作成して下さい。それとは別に、集積所の待機のための人件費を検討するために、待機する曜日を減らして試算した資料もお願いします。

事務局 資料②の一番下にある、一台あたりの経費の赤字が限りなくゼロになるものということでしょうか。

会長 そうです。定期利用については利用料金を収支が均衡するまで上げる、集積所については、返還のための撤去料を収支が均衡するまで上げる、さらに、人件費が多いということだったので、集積所に引き取りに来る方の曜日別の変動を見る資料をお願い

します。

次に検討することは、減免についてです。資料-③によると減免の対象者は学生は4割減、身体の不自由な方は免除、各種手当の方は減免なし、生活保護の方は免除となっています。ご意見ありますか。

〇〇委員 学生、生活保護の方は現状でいいかと思いますが、身体障がい者の方には働かされている方もいらっしゃるのでは、少し利用料をもらってもいいかなと思います。

会長 各種手当はどのような方ですか。

事務局 母子家庭、父子家庭、養育家庭など国や都の手当を受給している方です。

会長 今東久留米市は各種手当の方は減免対象外ですね。

〇〇委員 減免規定を変更するには、議会の承認を得なければいけませんね。現状維持でも問題ないと思いますが、各種手当は検討してもいいと思います。働くお母さんを支援するという国の動向もあります。母子家庭、父子家庭に関わらず、働きに出ているお母さんの働きやすい環境づくりが必要だという国の施策もありますので、減免についても一度検討した方がいいと思います。ところで学生の定義づけはどのようにしていますか。

事務局 学校教育法に定められた学校に通われている方を対象としています。

〇〇委員 それは市外に出る人も、市内の学校に通う人も同様ですか。私立も都立も同じ扱いですか。

事務局 はい、同じです。学校教育法に規定されている学校になりますので、専門学校などで該当しないところがあったり、民間が経営している学校だと対象外となります。予備校でも該当するところがあります。

会長 学生の減免割合を4割から下げれば市の歳入は増えますが、難しいところです。

〇〇委員 学生は現状のままでいいと思います。身体障がい者の方は働きに出ているということで、少しはいただいてもいいかなと思います。厳しい様ですが、働いていて収入もあるので、いただいてもいいと思います。生活保護の方は免除でいいと思います。

会長 今日では結論が出ないと思いますので、次回引き続き議論したいと思います。

〇〇委員 質問ですが、身体障がい者手帳の保持者というのは何名くらいいらっしゃるのですか。

事務局 東久留米市では、障がい者年金受給者は該当していませんが、身体障がい者手帳保持者と東京都の愛の手帳保持者は、駐車場利用者の全体で2%~3%です。生活保護者は今年度は全体で5名いらっしゃいます。

会長 減免対象者がそれぞれ何名いるか、すぐわかるのですか。

事務局 平成27年度に関しては統計が出ておりますので、すぐにお出しすることはできます。

会長 次回出していただけますか。

事務局 何年度分お出ししますか。

〇〇委員 過去3年分くらいは欲しいです。

事務局 駐車場の開設と閉鎖が続いていて、昨年度分のみですとデータが少ないと思いますので、3年分の減免・減額対象者の人数と割合がわかる資料をお持ちします。

会長 よろしくお願ひします。他市利用者の料金についてはどうお考えですか。現状だと、市民も市外の方も同じ料金ですが、市民の方から問合せなどはありますか。

事務局 東口の駐車場は新座市の方の利用が多くなっています。現在東口には市営の駐車場が1箇所しかなく、利用登録には一部抽選を設けています。東久留米市の方が抽選に

もれて、新座市の方が駐車場を利用出来ている、ということについてはご意見をいただいています。

会長 他市利用者の料金はどうしたらいいと思いますか。

〇〇委員 確かに東口の駐車場は新座市の方がかなり多いと思いますが、東久留米市民も花小金井を利用したりしているのので、現状維持でいいと思います。

〇〇委員 持ちつ持たれつの考え方だと思います。東久留米市が新座市から恩恵を受けていることがあるのですか。

会長 東久留米に自転車を停めたら、東久留米のスーパーで買い物をしてきているかもしれません。

〇〇委員 新座の駅に東久留米の人が行っているかもしれません。相互利用だと思います。

〇〇委員 東第2に関しては東久留米の方の利用よりも新座市の方の利用の方が多いと思いますので、現状維持でいいと思います。

〇〇委員 他市の利用者との割合はどのくらいですか。

事務局 東第2の新座市の方の割合は年度によって変動しますが、7,8割ほどです。

会長 委員の方のご意見では、持ちつ持たれつという意見が多かったように思います。

〇〇委員 抽選の方法を見直してみてもどうでしょうか。東久留米市民の優先枠を設けるなどの検討をしてはどうでしょうか。

会長 問合せの数は多いのですか。

事務局 抽選時にはあります。

会長 今日結論がでないと思いますが、他市の方の値上げはしないという意見と、抽選方法の見直しという意見が出ました。これは記録に残していただきたいと思います。

今日の議論では現状の収支状況をどう考えるかということでした。皆さんのご意見は受益者負担で、市の一般会計から自転車の費用へ持っていくのは見直した方がいいのではないかという意見が多かったと思います。

料金体系については、定期料金と撤去料の見直しは必要ではないかという意見がありました。また、集積所の運営の見直しについても意見がありました。

減免については結論が出ていないですが、大多数は現状維持の意見が多かったように思います。

他市についても、現状維持、抽選枠の検討との意見が出ました。

次回までに出していただく資料の確認をします。資料-③に関しては、減額等の絶対値と割合の併記をお願いします。新規の資料としまして、他市の自転車料金の収支状況に関する資料を、資料-②の試算は、定期利用料金と撤去料について、赤字が解消する場合の値上げ料金と、その他に2パターンほど値上げ料金を変更した場合の資料を、他には自転車等の曜日別の返還率に関する資料と、あとは過去3年分の減免対象者の人数と全体の割合に関する資料の作成をお願いします。

検討課題は東第2の1階2階の料金差、駅からの距離による料金差があります。市外の方については、現状維持、抽選枠の検討となりました。市外の方の割合を聞いて考えが変わったかたもいらっしゃると思いますので、次回も引き続き議論したいと思います。

他にご意見ありますか。なければ議論を終了したいと思います。事務局は資料の作成をよろしくをお願いします。

第4 諸報告

- 会長 それでは次第に沿って、諸報告があればお願いします。
- 事務局 それでは次回の審議会の日程についてご案内させていただきます。第4回の審議会につきましては、11月25日（金）の午前10時から開催したいと考えております。皆さまのご都合はいかがでしょうか。
- 会長 皆さま、どうでしょうか。
- (25日の都合が悪い方がいない)
- 会長 11月25日（金）の10時からよろしいですか。
- (異議なしの声)
- 事務局 また改めて、資料等は送らせていただきます。
- 会長 今日の議事録も委員の皆さまに送っていただけますね。
- 事務局 お送りします。
- 会長 では11月25日（金）の10時からよろしくをお願いします。〇〇委員と〇〇委員にもご連絡をお願いします。本日はどうもありがとうございました。
- 参加者一同 ありがとうございました。

以上